

聴覚障害者標識とは？



2008年6月1日、道路交通法が改正して「聴覚障害者標識」ができました。

免許の更新

※免許の条件に「補聴器」がある方



従来の適性検査を受ける。

10メートル離れた所で警音器90デシベルの音を鳴らし、補聴器をして聴こえるかどうかの検査です。

聴こえた

聴こえなかった

聴こえなくても、で

または補聴器を外して運転したい 免許がとれます！



聴覚障害者標識は必要ありません。

・従来の免許更新の講習を受ける。

※運転するときは、必ず補聴器をつけてください。

聴覚障害者標識とワイドミラーを装着して運転するための講習を受けます。

- ・ワイドミラーの正しい使い方を教わる。
- ・聴こえなくても周りに注意して運転できるか、車に乗って安全教育を受ける。

・後日、通常の講習を受けて免許の更新をします。

※運転するときは必ずワイドミラーと聴覚障害者標識をつけてください。

【注意】聴覚障害者標識をつけて運転できるのは、人を乗せるための普通自動車のみです！



の運転免許証では、荷物を運ぶトラック・軽トラック・50cc バイク等は運転できません。ご注意ください。



※「聴覚障害者標識」を掲示した車両に、幅寄せ・割込みなどの行為をすると、交通違反になります。

安全運転を心がけ、事故や怪我のない生活を送りましょう。

更新時以外でも  の手続きはできます。警察署にお申出ください。

質問のある方は、テフネットながのまでお来し下さい。FAX 229-5558